

答申第 762 号

情 公 第 2527 号

令和 4 年 1 月 19 日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 岡田 優子 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 16 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 10）（諮問第 794 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、後記2(2)において「本件行政文書」と総称する一連の文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、警察相談受理・処理票、警察相談受理票及び警察相談措置票（以下「甲文書」と総称する。）並びに介護施設内において発生した殺人事件について（以下「乙文書」という。）並びに社会反響等一覧表（以下「丙文書」という。）並びに警察本部長定例記者会見（要旨）（以下「丁文書」という。）並びに広報文（第一報）（以下「戊文書」という。）並びに建造物侵入及び殺人未遂事件被疑者の検挙と捜査本部の設置について（以下「己文書」という。）並びに死傷者多数の殺傷事案の発生について（第二報）から同（第七報）まで（以下「庚文書」と総称する。）並びに殺人事件被疑者の検挙について（以下「辛文書」という。）並びに発表（会見・レク）連絡（以下「壬文書」という。）並びに現場出動日誌（以下「癸文書」という。）並びに日刊警察（以下「甲2文書」という。）並びに取材対応依頼受理票（以下「乙2文書」といい、甲文書から乙2文書までを「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 甲文書、壬文書、癸文書及び乙2文書に記載された警部補以下の階級にある警察官及び同階級に相当する職員の氏名及び印影（以下「警部補相当職以下の

氏名等」と総称する。)については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 壬文書及び乙2文書に記載された警察電話の内線番号(以下「本件警電番号」という。)については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 甲文書の「相談者(申出者)」欄、「関係者」欄、「関係者1」欄及び「関係者2」欄に記載された相談者(申出者)又は関係者(以下「相談者等」と総称する。)の住所、勤務先等、フリガナ、氏名、電話番号、携帯電話番号、年齢、生年月日及び備考の内容(以下「相談者等情報」と総称する。)については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、「件名」欄、「相談要旨(申出内容)」欄、「受理時の措置」欄、「処理経過の概要」欄、「処理結果の概要」欄、措置状況の「内容」欄(以下「受理時の措置」欄から措置状況の「内容」欄までを「相談措置情報」と総称する。)及び添付書類については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして同条第1号本文を理由に、また、公開することにより、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、さらに犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、神奈川県(以下「県」という。)及び神奈川県警察(以下「県警」という。)のメールアドレス(以下「本件送信先アドレス」という。)については、公開することにより、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、「所属長指揮事項」欄については、公開することにより、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、また、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして

同条第6号を理由に非公開とした。

エ 乙文書の「主な申出及び特異な申出」欄については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とした。

オ 丙文書の「申出者」欄に記載された申出者の氏名、住所、年齢、電話番号及び申出者に関する情報（以下「申出者情報」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号本文を理由に、「申出内容」欄（以下「主な申出及び特異な申出」欄と併せて「申出情報」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして同条第1号本文を理由に、また、公開することにより、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とした。

カ 丁文書の「記者側」欄及び「会見内容」欄並びに癸文書の「備考」欄に記載された記者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

キ 癸文書に添付された写真（以下「添付写真」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

ク 乙2文書の「担当者名連絡先発売日」欄及び添付された依頼文に記載された記者の氏名（以下、丁文書及び癸文書に記載された記者の氏名と共に「記者の氏名」と総称する。）、携帯電話番号及び電子メールアドレス（以下「記者携帯電話番号等」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であるとして条例第5条第1号本文を理

由に、「件名」欄及び「取材要旨」欄並びに添付された依頼文に記載された取材依頼内容（以下「取材情報」と総称する。）については、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから同条第2号を理由に非公開とした。

- (3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官及び相当職の職員の印影

警部補以下の階級にある警察官及び相当職の職員の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

イ 相談者等情報及び申出者情報

相談者等情報及び申出者情報は、意見等をした者が議員等の政治家であれば、その行為及びその氏名は公務員の職務遂行情報であり、連絡先や住所も事務所や議員宿舎等のものであれば公表慣行があることから、条例第5条第1号本文に該当しない。たとえ同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。また、一般国民からの意見等であっても、特定県又は特定市の住民か、それともそれ以外の自治体の住民なのかの程度は、特定の個人が識別されず、当該個人の権利利益を害するともいえない。

よって、これらの情報は、同号に該当しない。

ウ 甲文書の「件名」欄、「相談要旨（申出内容）」欄、相談措置情報及び甲文書の添付書類

標記の情報が特定事件について記載されていることは当然である。

よって、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

エ 申出情報

申出情報は、意見等の内容そのものではなく、要約が記載されているにとどまることから、権利利益を害するともいえない。

よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

オ 記者の氏名

記者の氏名について、公的性質が強大な会見の参加者名簿は、行政の説明責任の観点からも公表慣行があるため、所属、氏名等につき最大限の公開をすべきであり、公表したとしても、当該個人の正当な権利利益を害するおそれがないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

また、記名記事であれば、記者の氏名が記載された記事が図書館法及び著作権法により公共図書館等で何人も閲覧、複写、コピーの取寄せ等を行うことができることから、同号ただし書アに該当する。また、図書館等が永久的に公表し、公衆が同報道を見聞きすることは、記者も当然に認識していることから、同号ただし書イに該当する。さらに、報道機関の記者の氏名は、明らかに公的地位又は立場に関する情報そのものであって、特定事件の重大性に鑑みても、公開することが公益上必要というべきであるから、同号ただし書エにも該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

カ 添付写真

添付写真に写っている公務員の顔については、職務遂行中であれば公務員の職務遂行の内容に係る情報であり、条例第5条第1号ただし書ウに該当するとともに、特に警察官については警察手帳規則（以下「規則」という。）第5条により顔写真が入った頁の提示が義務付けられていることから、法令又は条例の規定により何人にも閲覧が認められている情報として同号ただし書アに該当し、その性質からして同号ただし書エにも該当する。また、報道対応を行った際に撮影した写真であれば、実際にその場で報道陣によって撮影された写真が報道されるか否か、撮影の主体が行政側又は報道側のいずれかにか

かわらず、報道によって公になることを予定している情報であることから、同号ただし書イに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

キ 記者携帯電話番号等

記者携帯電話番号等について、連絡先等も公表されている情報は、条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても、同号ただし書イに該当する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

取材情報について、行政は一般に情報公開請求があれば、マスメディアからの質問内容やその回答については公開するものである。かかる情報が公になることによって、独自の取材戦略が明らかになる性質のものではなく、同業他社の類似の取材を容易にし、又は取材の着眼点を明らかにするものとはいえないことから法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するとはいえない。

よって、かかる情報は、条例第5条第2号に該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には、当てはまらないものである。

よって、本件警電番号は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

イ 甲文書の「件名」欄、「相談要旨（申出内容）」欄、「所属長指揮事項」欄、相談者等情報、相談措置情報及び甲文書の添付書類

標記の情報のうち、備考、相談内容及び処理に関する情報は、特定事件について記載されていることは当然であり、他の実施機関担当課は、情報公開請求を受けた際、特定事件に関する問合せ、意見、要望等を公開しているが、実施機関の説明するおそれは現実のものとはなっておらず、事務の適正な遂行に支障が生じている事実はない。また、重大事件に対する公権力に届いた指摘の内容を知ることは、主権者の当然の権利である。

さらに、警察に対する苦情、要望及び意見について、プライバシー保護を理由に非公開とすることは、警察業務が適正に処理されていたか否かを主権者が判断するうえで重要な情報であることに鑑みると、条例第5条4号該当性について、厳正かつ厳格に判断し、プライバシーに配慮しつつ最大限に公開すべきである。

よって、これらの情報は、同号柱書に該当しない。

ウ 本件送信先アドレス

本件送信先アドレスのうち、県の送信先アドレスは、迷惑メールフォルダやウイルス対策ソフト、セキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

また、危険性を有するメールの送信を完全に停止することができないにもかかわらず、実施機関内部ではメールアドレスを明らかにしていることから、非公開とすべき理由はない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

エ 申出情報

申出情報について実施機関の弁明のとおりであれば、他の実施機関においてその事務の適正な遂行に支障が生じていることになるが、そのような事実はなく、重大事件に対する公権力に届いた指摘の内容を知ることが、主権者の当然の権利である。また、当該情報は、意見等の内容そのものではなく、要約が記載されているにとどまることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすとはいえない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(4) 条例第5条第6号該当性について

「所属長指揮事項」欄及び相談措置情報は、意見等への対応のことであり、当該情報を公開するだけでは捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。また、不適切な捜査をすること自体が公判に対する支障であることは明らかであり、特定事件の歴史的経緯を知るために重要な情報であることに鑑みても、最大限の公開を実施すべきである。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当しない。

(5) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされた全ての情報（以下「本件非公開情報」という。）は公開されるべきである。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(7) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部広報県民課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補相当職以下の氏名等

警部補相当職以下の氏名等は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、かかる情報は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）が認

められている情報、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しないことから、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しない。

イ 相談者等情報

相談者等情報のうち、相談者等の氏名とともに記載されているものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当し、氏名が記載されていないものは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

ウ 甲文書の「件名」欄、「相談要旨（申出内容）」欄、相談措置情報及び甲文書の添付書類

標記の情報のうち、甲文書の「件名」欄には当該相談の内容を端的に表す件名が、「相談要旨（申出内容）」欄には特定事件発生前に特定施設職員からなされた特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）に関する相談又は特定事件について県民等から電話、FAX、郵送、電子メール等の様々な手段により寄せられた意見、激励、情報提供等の申出の内容が、相談措置情報には相談又は申出に対して講じた措置の内容が、それぞれ記載されているとともに、相談時に相談者等から提出された資料又は書面及び電子メールによる申出内容を出力したものがあつた場合には、添付書類として添付されている。

これらの情報が公開されれば、個人が相談した内容が明らかとなることから、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため条例第5条第1号本

文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

エ 申出情報

申出情報のうち、乙文書の「主な申出及び特異な申出」欄には当該申出内容の主な申出及び特異な申出が、丙文書の「申出内容」欄には特定事件に関し電話、FAX、郵送及び電子メールにより寄せられた意見、要望等を要約した内容が、それぞれ記載されている。

これらの情報が公開されれば、個人が申し出た内容が明らかとなることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

オ 申出者情報

申出者情報には、申出者の氏名、住所、年齢、電話番号及び申出者に関する情報が記載されており、申出者の氏名とともに記載されているものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当し、氏名が記載されていないものは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められてい

る情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

カ 記者の氏名

記者の氏名について、丁文書の「記者側」欄及び「会見内容」欄には会見上で発言した記者の氏名が、癸文書の「備考」欄には広報県民課が特定事件の現場である特定施設において報道対応を行った際の取材記者の氏名が、乙2文書の「担当者名連絡先発売日」欄及び添付された依頼文には広報県民課宛てに個別の取材を依頼した報道機関の担当者の氏名が、それぞれ記載されている。かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

なお、審査請求人は、記名記事であれば記者名は図書館等での記事の配架などにより明らかとなることから同号ただし書ア及びイに該当し、公益上の必要がある情報としてただし書エに該当する旨主張するが、非公開とした記者の氏名は記名記事上のものではなく、広報県民課が作成した丁文書、癸文書及び乙2文書に記載されたものであることから、同号ただし書ア及びイに該当せず、また、その内容及び性質に鑑みれば、ただし書エにも該当しないことから公開することはできない。

キ 添付写真

添付写真は、広報県民課が特定事件の現場である特定施設及び特定警察署において報道対応を行った際の周辺状況を撮影したものであり、被写体として写っている個人の容貌は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

なお、審査請求人は、公務員の顔については、職務遂行中であれば、公務員の職務遂行の内容に係る情報であることから同号ただし書ウに該当し、特に警察官については、規則第5条において顔写真が入った頁の提示が義務付けられていることから、法令等の規定により閲覧が認められている情報であるとして同号ただし書アに該当する旨主張するが、同号ただし書ウは、公務員の顔写真についてまで公開することを規定しているものではなく、また、規則第5条は、警察官が顔写真、階級、氏名及び職員番号が記載されている証票を提示するのは、職務執行に当たり必要があるときに提示すると規定されているにとどまり、法令等の規定により閲覧が認められている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びウに該当せず、公開することはできない。

ク 記者携帯電話番号等

記者携帯電話番号等は、広報県民課宛てに個別の取材を依頼した報道機関の担当記者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

(2) 条例第5条第2号該当性について

取材情報のうち、「件名」欄には特定事件に関し報道機関が広報県民課に依頼した個別の取材件名が、「取材要旨」欄には取材内容を要約した内容が、それぞれ記載され、具体的な取材依頼内容が記された依頼文が乙2文書に添付されてい

る。

これらの情報が公開されれば、報道機関が特定事件を取材するに当たり、どこに着目して今後の取材を敢行しようとしているのかという独自の取材戦略が明らかとなり、同業他社による類似の取材が容易になるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当する。

よって、これらの情報は条例第5条第2号に該当する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことが予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くなど、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 甲文書の「件名」欄、「相談要旨（申出内容）」欄、「所属長指揮事項」欄、相談者等情報、相談措置情報及び甲文書の添付書類

標記の情報のうち、甲文書の「件名」欄には当該相談の内容を端的に表す件名が、「相談要旨（申出内容）」欄には特定事件発生前に特定施設職員からなされた本件被疑者に関する相談又は特定事件について県民等から電話、FAX、郵送、電子メール等の様々な手段により寄せられた意見、激励、情報提供等の申出の内容が、「所属長指揮事項」欄には当該相談について適切かつ迅速に対応するための指揮内容が、相談者等情報には相談者が申し出た相談者等に関する情報が、相談措置情報には相談又は申出に対して講じた措置の内容が、それぞれ記載されているとともに、相談時に相談者等から提出された資料又は書面及び電子メールによる申出内容を出力したものがある場合には添付書類として添付されている。

警察は、県民等から犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に関する相談、警察に関する苦情、警察の所掌事務に係る要望、意見、情報提供等の申出がなされた際、神奈川県警察相談取扱規程に規定する警

警察相談として受理し、同規程第 16 条に基づき、平成 27 年 3 月 31 日までは警察相談受理・処理票を、同年 4 月 1 日以降は警察相談受理票及び警察相談措置票を作成し、その緊急性、重要性及び他の所属との関連性について点検した上、迅速かつ適正に処理している。

また、警察相談業務の取扱い上の心構えとして同規程第 3 条第 1 号に「相談内容のいかんにかかわらず、誠実に対応すること」、同条第 2 号に「相談者その他の関係者のプライバシーの保護に配慮することを遵守すること」と規定されていることから、警察相談業務は、相談者等の権利利益が尊重され、相談内容の保護が遵守されるという信頼関係の下に成り立つ業務である。

これを本件についてみると、標記の情報は、同規程に基づく警察相談業務として適正に処理したものであり、これらの情報が公開されれば、相談者等やその申出内容が明らかとなることで、県民等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、相談を行おうとする者が相談をためらうようになるなど、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

ウ 本件送信先アドレス

本件送信先アドレスのうち、県の送信先アドレスは、県への提案制度を利用し提出された提案文書の中で、県警関係案件として県から広報県民課宛てに送付された文書に記載されている県業務用電子メールアドレスであり、県警の送信アドレスは、電子メールを利用した相談フォームの送信先の電子メールアドレスであり、それぞれ一般に公にされていない電子メールアドレスである。

かかる情報が公開されれば、県への提案制度や県警に対する警察相談とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等の迷惑メールが送信されるおそれ、ウイルス感染による電子計算機の破壊、サイバー攻撃による情報漏えい等のネットワークシステムに対する被害等の警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、審査請求人は、県の送信先アドレスは、迷惑メールフォルダ、ウイルス対策ソフト等の利用等により十分な対策が講じられていることから、事務事業に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第 5 条第 4 号柱書には該当しない

旨主張するが、仮にウイルス対策ソフトの利用等によっても上述のような危険性を有するメールの送信を完全に停止することはできないため、警察相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公開することはできない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 申出情報

申出情報のうち、乙文書の「主な申出及び特異な申出」欄には当該申出内容の主な申出及び特異な申出が、丙文書の「申出内容」欄には特定事件に関し電話、FAX、郵送及び電子メールにより寄せられた意見、要望等を要約した内容が、それぞれ記載されており、警察相談と同様に申出者の権利利益が尊重され、申出内容の保護が遵守されるという信頼関係の下に申し出たものである。

これらの情報が公開されれば、申出者やその内容が明らかとなることで、県民等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、申出を行おうとする者が申出をためらうようになるなど、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

警察相談受理・処理票並びに広報県民課において受理した平成28年7月26日付け受理所属番号8052、同月30日付け同番号8183、同年8月3日付け同番号8306、同年9月3日付け同番号9473、生活安全総務課において受理した平成28年7月30日付け受理所属番号483並びに特定警察署において受理した平成28年8月9日付け受理所属番号563の警察相談受理票及び警察相談措置票の「件名」欄には当該相談の内容を端的に表す件名が、「相談要旨（申出内容）」欄には本件被疑者に関して相談された内容及び特定事件に関連する情報提供として相談された内容（以下「相談申出捜査関係情報」と総称する。）が、「所属長指揮事項」欄には当該相談について適切かつ迅速に対応するための指揮内容が、「受理時の措置」欄、「処理経過の概要」欄、「処理結果の概要」欄及び措置状況の「内容」欄には当該相談に対して講じた措置の内容（以下「相談措置捜査関係情報」と総称する。）が記載されているとともに、警察相談受理・処理票には相談者から提出された資料が添付されている。

当該相談の内容は、特定事件に係る重要な情報として、県民等からの相談にとどめず、捜査本部へ引き継いだ捜査情報であることから、これらの情報が公開されれば、特定事件の情報提供先及び県警が着目した捜査情報が明らかとなり、捜査の進捗状況及び捜査方針が推察されて、本件被疑者の関係者等による捜査活動への妨害等の対抗措置が講じられ、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるなど、当該事件の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

(5) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(4)までのとおり、条例第5条第1号本文、第2号、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要があるとは認められない。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

広報県民課は、分掌事務として、広報、報道機関との連絡、警察相談（他の課室の所掌に属するものを除く。）等に関する業務を所管している。

本件行政文書のうち、

- ア 甲文書は、特定警察署において特定施設職員から本件被疑者に関する相談を受理し、必要な措置を講じた内容が記録された警察相談受理・処理票並びに広報県民課その他の所属において受理した特定事件についての県民等からの意見、激励、情報提供等の申出に対し、適切かつ迅速に対応するために作成した警察相談受理票及び警察相談措置票並びに添付書類としてこれらの文書に添付された相談者等から提出された資料又は書面及び電子メールによる申出内容を出力したもの
- イ 乙文書は、特定事件について神奈川県警察本部及び特定警察署宛てに寄せられた県民等からの意見、要望等の申出受理件数及び要約した申出内容を記録するために作成された文書

ウ 丙文書は、特定事件に関する県民等からの意見、要望等のうち、定型的又は軽易な処理が可能なものを記録するため、神奈川県警察本部に寄せられた申出については広報県民課において、特定警察署に寄せられた申出については同署において、それぞれ集約した受理件数及び要約した申出内容が記載された文書

エ 丁文書は、神奈川県警察本部長の定例記者会見を行った際の会見日時、会見場所、出席者及び会見内容を記録するために広報県民課において作成された文書

オ 戊文書及び己文書は、社会的反響が大きい特定事件について、県民に対し警察の活動を知らせるための広報活動の一環として、報道機関に対して速やかに発表するため、警察が事案発生を確認し把握した範囲内で作成された文書

カ 庚文書は、戊文書及び己文書で発表した内容について、新たな事実が判明した都度、捜査第一課が作成して報道機関に向けて発出された文書

キ 辛文書は、本件被疑者の再逮捕に関し速やかに情報発信する必要があるため、特定警察署が作成して報道機関に向けて発出された文書

ク 壬文書は、捜査第一課が特定事件に係る広報を実施するに当たり、戊文書及び己文書により広報を行う内容について、事前に広報県民課に連絡した内容、発表日時等が記録された文書

ケ 癸文書は、広報県民課が特定事件現場である特定施設及び特定警察署において報道対応を行った際の出動日時、出動場所、事案の概要等の結果を記録した文書及び同文書に添付された周辺の状況が撮影された写真

コ 甲2文書は、日刊警察新聞社が発行した日刊紙のうち広報県民課において保管されている、特定事件が掲載された文書

サ 乙2文書は、特定事件に関し報道機関等から広報県民課宛てに個別の取材対応の依頼があった際に、取材対応の経緯を記録するために作成された文書及び報道機関等からの依頼文

であり、いずれも実施機関が管理していたものである。

本件行政文書はいずれも広報県民課が管理していたものであり、広報県民課は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

また、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張する

が、広報県民課は、特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行っている。これにより、特定事件発生前に作成された甲文書の警察相談受理・処理票及び添付書類を本件請求の対象として特定したものである。

5 審査会の判断

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(6)のとおり、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の行政文書も確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、警部補相当職以下の氏名等、相談者等情報、甲文書の「件名」欄、「相談要旨(申出内容)」欄、相談措置情報、甲文書の添付書類、申出情報、申出者情報、記者の氏名、添付写真及び記者携帯電話番号等の同号の該当性について、以

下、検討する。

ア 警部補相当職以下の氏名等

当審査会が確認したところ、警部補相当職以下の氏名等は、警部補以下の階級にある警察官のほかに警部補以下の階級に相当する副主幹級以下の職員の氏名及び印影の情報であることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、これらの情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

なお、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、警部補相当職以下の氏名等の印影については、それに係る警察職員の所属する警察署、部署等とともに押印されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものである。

イ 相談者等情報

当審査会が確認したところ、相談者等情報には、本件被疑者に関する相談又は特定事件について意見、激励、情報提供等の申出を行った相談者等の住所、勤務先等、フリガナ、氏名、電話番号、年齢及び生年月日が記載され、備考に相談者等に関する内容が記載されていることが認められる。したがって、これらの情報のうち、相談者等の氏名とともに記載されているものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当し、氏名が記載されていないものは、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

ウ 甲文書の「件名」欄、「相談要旨（申出内容）」欄、相談措置情報及び甲文書の添付書類

当審査会が確認したところ、甲文書の「件名」欄には当該相談の内容を端的に表す件名が、「相談要旨（申出内容）」欄には本件被疑者に関する相談又は特定事件について県民等から電話、FAX、郵送、電子メール等の様々な手段により寄せられた意見、激励、情報提供等の申出の内容が、相談措置情報には相談又は申出に対し講じた措置の内容が、それぞれ記載されていることが認められる。また、甲文書には、相談時に相談者等から提出された資料又は書面及び電子メールによる申出内容を出力したものがある場合には、それらが添付書類として添付されていることが認められる。したがって、これらの情報のうち、相談者等の氏名とともに記載されているものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当し、氏名が記載されていないものは、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

エ 申出情報

当審査会が確認したところ、乙文書の「主な申出及び特異な申出」欄には平成 28 年 7 月 26 日に受けた申出のうち主な申出及び特異な申出が、丙文書の「申出内容」欄には特定事件に関し電話、FAX、郵送及び電子メールにより寄せられた意見、要望等を要約した内容が、それぞれ記載されていることが認められる。したがって、これらの情報のうち、申出者の氏名とともに記載されているものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当し、氏名が記載されていないものは、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

オ 申出者情報

当審査会が確認したところ、申出者情報には、申出者の氏名、住所、年齢、電話番号及び申出者に関する情報が記載されていることが認められる。したがって、これらの情報のうち、申出者の氏名とともに記載されているものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当し、氏名が記載されていないものは、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らか

である。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

カ 記者の氏名

当審査会が確認したところ、丁文書の「記者側」欄及び「会見内容」欄には会見上で発言した記者の氏名が、癸文書の「備考」欄には広報県民課が特定施設において報道対応を行った際の取材記者の氏名が、乙2文書の「担当者名連絡先発売日」欄及び添付された依頼文には広報県民課宛てに個別の取材を依頼した報道機関の担当者の氏名が、それぞれ記載されていることが認められる。

したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

なお、記者の氏名について、審査請求人は、前記3(1)オのとおり主張するが、非公開とされた記者の氏名は記名記事上のものではなく、広報県民課が作成した文書に記載されたものであると認められることから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みればただし書エに該当しないため、かかる主張を採用することはできない。

キ 添付写真

当審査会が確認したところ、添付写真は、広報県民課が特定施設及び特定警察署において報道対応を行った際の周辺状況を撮影したものであり、被写体として個人の容貌が写っていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

なお、審査請求人は、前記3(1)カのとおり主張するが、規則第5条において警察官が証票を提示するのは、職務執行に当たり必要があるときに提示すると規定されているにとどまることから同号ただし書ア及びイに該当せず、また、職務の遂行に係る情報とは、公務員がその担当する職務を遂行する場合における情報を意味するものであるところ、警察官の容貌がこれに該当するものとは認められないことから、同号ただし書ウに該当せず、その内容及び性質に鑑みれば同号ただし書エにも該当しない。よって、かかる主張を採用することはできない。

ク 記者携帯電話番号等

当審査会が確認したところ、記者携帯電話番号等は、特定事件に関し広報県民課宛てに個別取材を依頼した報道機関の記者の携帯電話番号及び電子メールアドレスであることが認められる。したがって、かかる情報は、取材を依頼した報道機関の担当記者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

もともと、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、公開すべき旨規定している。

そこで、取材情報の同号該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、取材情報のうち、「件名」欄には特定事件に関し報道機関が広報県民課に依頼した個別の取材件名が、「取材要旨」欄には取材内容を要約した内容が、それぞれ記載されており、具体的な取材依頼内容が記載された依頼文が添付されていることが認められる。したがって、これらの情報が公開されれば、報道機関が特定事件を取材するに当たり、どこに着目して今後の取材を敢行しようとしているのかという独自の取材戦略が明らかとなり、同業他社による類似の取材が容易になるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められることから、これらの情報は条例第5条第2号に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオま

での各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号、甲文書の「件名」欄、「相談要旨（申出内容）」欄、「所属長指揮事項」欄、相談者等情報、相談措置情報、甲文書の添付書類、本件送信先アドレス及び申出情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 本件警電番号

本件警電番号は、警察電話の内線番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、本件警電番号を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるなど、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

なお、審査請求人は、前記3(3)アのとおり主張するが、たとえ本件警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を採用することはできない。

イ 甲文書の「件名」欄、「相談要旨（申出内容）」欄、相談者等情報、相談措置情報及び甲文書の添付書類

当審査会が確認したところ、甲文書の「件名」欄には当該相談又は申出の内容を端的に表す件名が、「相談要旨（申出内容）」欄には本件被疑者に関する相談又は特定事件について県民等から電話、FAX、郵送、電子メール等の様々な手段により警察に寄せられた意見、激励、情報提供等の申出が、相談者等情報には相談者等が申し出た相談者等に関わる情報が、相談措置情報には当該相談に対して講じた措置の内容が、それぞれ記載されているとともに、相談時に相談者等から提出された資料又は書面及び電子メールによる申出内容を出力したのものがある場合には、それらが添付書類として添付されていることが認められる。

警察相談業務は、神奈川県警察相談取扱規程に基づき、警察が相談者等の権

利利益を尊重し、その相談内容の秘密が保護されるという警察への信頼関係の下に成り立つ業務であると認められる。

これを本件についてみると、標記の情報は、同規程に基づく警察相談業務に当たり、相談者等に関わる情報及び相談者等から申出を受けた具体的な内容であるところ、それを公開することにより、相談者等やその申出内容が明らかとなることで、今後、相談を行おうとする者が相談をためらうようになるなど、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 本件送信先アドレス

当審査会が確認したところ、県の送信先アドレスは、県への提案制度を利用し提出された提案文書のうち、県警関係案件として県から広報県民課宛てに送付された文書に記載された県業務用電子メールアドレスであり、県警の送信アドレスは、電子メールを利用した相談フォームの送信先の電子メールアドレスであり、それぞれ一般に公にされていない電子メールアドレスであることが認められる。かかる情報が公開されれば、県への提案制度や県警に対する警察相談とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等の迷惑メールが送信されるおそれ等、県の広聴業務及び警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、前記3(3)ウのとおり主張するが、仮にウイルス対策ソフトの利用等によっても上述のような迷惑メール等の送信を完全に停止することはできない。したがって、警察相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、かかる主張を採用することはできない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 申出情報

当審査会が確認したところ、乙文書の「主な申出及び特異な申出」欄には平成28年7月26日に受けた申出のうち主な申出及び特異な申出が、丙文書の「申出内容」欄には特定事件に関し電話、FAX、郵送及び電子メールにより警察に寄せられた意見、要望等を要約した内容が、それぞれ記載されており、警察相談と同様に、警察が相談者等の権利利益を尊重し、その申出内容の秘密が保

護されるという、警察への信頼関係の下に成り立つ業務であることが認められる。

これらの情報は、申出者からの具体的な申出であり、それを公開することにより、今後、申出を行おうとする者が申出をためらうようになるなど、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 「所属長指揮事項」欄

「所属長指揮事項」欄について、実施機関は、前記4(3)イのとおり、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(5)アのとおり、同条第6号に該当するため、同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、「所属長指揮事項」欄、相談申出捜査関係情報、相談措置捜査関係情報及び警察相談受理・処理票に添付された資料の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 「所属長指揮事項」欄

当審査会が確認したところ、「所属長指揮事項」欄には、受理した警察相談について、所属長が行った指揮内容が記載されていることが認められる。

かかる情報は、所属長が当該相談内容を特定事件に係る重要な内容と判断し、特定事件の捜査に資するために指示した指揮内容であり、かかる情報が公開されれば、捜査方針が推察され、本件被疑者の関係者等による捜査活動への妨害等の対抗措置が講じられ、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性

があり、公判の適正が確保されなくなるなど、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 相談申出捜査関係情報、相談措置捜査関係情報及び警察相談受理・処理票に添付された資料

標記の情報について、実施機関は、前記4(4)のとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)ウのとおり同条第1号に、併せて前記(4)イのとおり同条第4号柱書に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(6) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、条例第5条第1号本文、第2号、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開とされた本件非公開情報を公開しなければならぬほどの公益上特に必要があると認めるべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不相当とはいえない。

(7) その他

審査請求人は、前記3(7)のとおり、情報公開制度の運用の仕方に関しても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第 10 条第 1 項に規定する諾否決定若しくは条例第 5 条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第 26 条第 5 項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第 5 条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第 3 条第 1 項）やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 16 日 (収受)	○ 諮問
令和 3 年 6 月 24 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
7 月 4 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
7 月 26 日 (第 210 回部会)	○ 審議
9 月 16 日 (第 212 回部会)	○ 審議
11 月 22 日 (第 213 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和4年1月19日現在) (五十音順)